

基監発第 0821001 号  
平成 15 年 8 月 21 日

各都道府県介護保険担当部（局）長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務  
の適正化について（協力依頼）

時下益々御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より労働基準行政の運営につきましては格別の御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

痴呆対応型共同生活介護を実施する事業場（以下「グループホーム」といいます。）は、介護保険開始以来大幅に増加し、介護サービス分野の重要な一翼を担っているところで

す。しかしながら、このグループホームの中には、事業開始後間もないことから、労働基準関係法令の遵守状況が必ずしも十分でないものもあり、特に、夜間の勤務について、労働基準法に基づく断続的な宿直の許可を受けていないにもかかわらず同法の労働時間、休憩等の規定が適用除外されるものを取り扱っている事業場や、当該許可を受けていても許可基準を満たさない勤務実態になっている事業場も認められるところ

です。このような状況を踏まえ、労働基準行政においては、グループホームにおける夜間勤務の適正化を図ることとし、別添のとおり都道府県労働局長あて通達を発出するとともに、関係業界団体（全国痴呆性高齢者グループホーム協会、宅老所・グループホーム全国ネットワーク）に対しても、別途協力要請を行ったところ

です。つきましては、貴職におかれましても、本通達の趣旨を御理解の上、グループホームにおける夜間勤務の適正化について関係事業者への周知啓発等に御協力いただきますようお願いいたします。



都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

## 痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正化について

痴呆対応型共同生活介護は、少人数の痴呆性高齢者が小規模で家庭的な環境の中で共同生活を送り、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の介護や機能訓練を受けるものであるが、このようなサービスを提供する痴呆対応型共同生活介護事業場（以下「グループホーム」という。）が大幅に増加している。

このグループホームにおいては、1事業場当たり平均 10 人程度と少人数の労働者により終日の対応が行われているが、このうち、夜間の勤務について、労働基準法第 41 条及び労働基準法施行規則第 23 条に基づく許可を受けていないにもかかわらず断続的な宿直と取り扱っている事業場や、当該許可を受けている事業場であっても宿直勤務中に入居者に対する介助等の業務が頻繁に行われるなど、断続的な宿直として取り扱うことが適当でなくなっているものが見受けられるところである。

このため、下記に示すところにより、グループホームにおける夜間勤務の適正化を図ることとするので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

## 記

## 1 夜間勤務の適正化の概要

## (1) 断続的な宿直によって行われる夜間勤務の適正な実施の確保

ア グループホームにおける断続的な宿直勤務に係る許可申請が行われた場合には、昭和 22 年 9 月 13 日付け発基第 17 号「断続的な宿直又は日直勤務の許可基準」によることはもとより、昭和 49 年 7 月 26 日付け基発第 387 号「社会福祉施設における宿直勤務許可の取扱いについて」及び昭和 49 年 7 月 26 日付け基監発第 27 号「社会福祉施設における宿直勤務許可の取扱いに当たり留意すべき点について」を準用

して許可の適否を判断すること。

イ 上記アの場合、グループホームにおいて行われる介護の特性を踏まえ、申請に係る事業場において夜間に行われる業務の内容、頻度、所要時間等の実態を慎重に確認することが重要である。このため、許可申請時に宿直勤務に就くことが予定されている労働者の代表者が確認した「夜間（宿直）勤務実態報告書」（別添様式参照）を許可申請書に添付するよう指導し、これによって確認するものとする。

なお、申請の時点において未だ断続的な宿直勤務を開始していない事業場について、書類の審査等により許可を行った場合についても、事業開始のおおむね1ヵ月程度経過後に「夜間（宿直）勤務実態報告書」を提出させる等により、実態の確認を行い、必要な対応を行うこと。

ウ グループホームにおいては、入居者の加齢等により介護を要する度合いが変化することにより、勤務の態様や従事する業務が変更される場合もみられることから、許可後に申請事項の内容に変更があった場合には速やかに許可の再申請を行う必要があることを、許可書を交付する際に必ず指導すること。

## (2) 断続的な宿直以外の交替制等によって行われる夜間勤務における労働基準関係法令の遵守の徹底

グループホームにおいて行われる断続的な宿直以外の交替制等による夜間勤務については、労働時間、休憩等に係る規定の適用が除外されないことを踏まえ、適正な労働時間管理、休憩時間の確保、深夜割増賃金の支払や深夜業従事者に対する定期健康診断の実施等労働基準関係法令の遵守の徹底を指導すること。

## 2 当面の具体的実施事項

次の(1)から(3)までを順次実施すること。

### (1) 本省における関係団体への周知啓発

本省においては、グループホーム関係の使用者団体に対して、別途作成する夜間勤務の適正化に関するリーフレットを活用し、その趣旨・内容について理解を求めるとともに、傘下会員事業場への周知啓発を要請するものであること。

### (2) 都道府県労働局又は労働基準監督署における周知啓発

都道府県労働局又は労働基準監督署においては、管内のグループホーム関係の使用者団体に対し、別途送付する上記(1)のリーフレットを活用し、その趣旨・内容について理解を求めるとともに、傘下会員事業場への周知啓発を要請すること。

なお、管内の対象事業場数が少数である場合には、対象事業場に直接リーフレットを配布する等効率的な方法により周知啓発を図ること。

### (3) 自主点検の実施

都道府県労働局又は労働基準監督署においては、別途送付する夜間勤務の適正化に

関する自主点検表を活用し、グループホームに対する自主点検を実施すること。

# 夜間（宿直）勤務実態報告書

事業場名称

代表者職氏名

○ 連続した1週間の夜間（宿直）勤務の各日において行われた業務の実績及び睡眠時間に該当する時間帯を、各項目ごとの該当する欄に、記入要領を参考として 〃 線を記入してください。

夜間（宿直）勤務の開始時刻

夜間（宿直）勤務の終了時刻

17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00 1:00 2:00 3:00 4:00 5:00 6:00 7:00 8:00 9:00

(月日)	定時的巡視	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00
	1	緊急の文書・電話の收受																
入居者への介助作業																		
上記以外の業務																		
睡眠																		
定時的巡視																		
2	緊急の文書・電話の收受																	
	入居者への介助作業																	
	上記以外の業務																	
	睡眠																	
	定時的巡視																	
3	緊急の文書・電話の收受																	
	入居者への介助作業																	
	上記以外の業務																	
	睡眠																	
	定時的巡視																	
4	緊急の文書・電話の收受																	
	入居者への介助作業																	
	上記以外の業務																	
	睡眠																	
	定時的巡視																	
5	緊急の文書・電話の收受																	
	入居者への介助作業																	
	上記以外の業務																	
	睡眠																	
	定時的巡視																	
6	緊急の文書・電話の收受																	
	入居者への介助作業																	
	上記以外の業務																	
	睡眠																	
	定時的巡視																	
7	緊急の文書・電話の收受																	
	入居者への介助作業																	
	上記以外の業務																	
	睡眠																	
	定時的巡視																	
備考																		

宿直勤務に就く労働者の代表者は、勤務の実態と相違ないことを確認の上、署名してください。

労働者の代表者の職氏名

